

北海道教育大学危機管理基本方針

北海道教育大学は、本学において発生するおそれのある様々な危機を未然に防止し、また危機が発生した場合に速やかな対応を図ることにより、児童、生徒、学生及び職員の生命、身体または本学の組織、財産もしくは名誉への被害を最小限にとどめるため以下の基本方針を定める。

なお、本基本方針の実施にあたって「危機管理ガイドライン」を策定し、その実効性を確保する。

1. 危機の未然防止に努める。
2. 危機の発生に対し、迅速に実効性のある対応を図る。
3. 危機の発生後、教育機能及び研究機能の早期回復と事業継続を通じて大学としての社会的責任を果たす。

平成24年2月28日